## 別表第二　7 あかね台地区地区整備計画区域

伊勢原都市計画あかね台地区地区計画
平成18年4月1日都市計画決定 市告示第84号
位置面積　高森二丁目、三丁目、四丁目及び六丁目地内　約28.7ha

| 計画地区の区分 | ア | イ | ウ | エ | オ | | カ | キ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 建築等をしてはならない建築物 | 建築物の容積率の最高限度 | 建築物の建蔽率の最高限度 | 建築物の敷地面積の最低限度 | 壁面の位置の制限(外壁等から道路又は隣地境界線までの距離の最低限度) | | 建築物の高さの最高限度 | 垣又は柵の構造の制限 |
| | | | | | (ア) | (イ) | | |
| 専用住宅地区 | 次の各号に掲げる建築物以外のもの<br>(1)　住宅(住戸の数が3以上の長屋を除く。)<br>(2)　住宅(住戸の数が3以上の長屋を除く。)で、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、次のいずれかに掲げる用途を兼ねるもの(これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。)<br>ア　事務所<br>イ　日用品の販売を主たる目的とする店舗<br>ウ　学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設<br>エ　美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。)<br>(3)　図書館<br>(4)　公益上必要な集会場<br>(5)　診療所<br>(6)　巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する政令第130条の4で定める公益上必要な建築物<br>(7)　前各号の建築物に附属するもの | | | 150平方メートル | 外壁等から道路境界線までの距離(道路境界線における隅切部分を除く。) | 0.5メートル | 地盤面から10メートル | |
| 一般住宅地区A地区 | 次の各号に掲げる建築物以外のもの<br>(1)　専用住宅地区の項に掲げるもの<br>(2)　理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗<br>(3)　洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗<br>(4)　自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの<br>(5)　学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設<br>(6)　物品販売業を営む店舗(専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うものを除く。)又は飲食店<br>(7)　銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗<br>(8)　前各号の建築物に附属するもの | | | | 外壁等から隣地境界線までの距離 | 1.0メートル | | |
| 一般住宅地区B地区 | 次の各号に掲げる建築物以外のもの<br>(1)　専用住宅地区の項に掲げるもの<br>(2)　理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗<br>(3)　洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗<br>(4)　自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの<br>(5)　学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設<br>(6)　物品販売業を営む店舗(専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うものを除く。)又は飲食店<br>(7)　銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗<br>(8)　事務所<br>(9)　美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房<br>(10)　前各号の建築物に附属するもの | | | | | | | |

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | (10)　前各号の建築物に附属するもの | | | | | | | |

| 計画地区の区分 | ア | イ | ウ | エ | オ | | カ | キ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 建築等をしてはならない建築物 | 建築物の容積率の最高限度 | 建築物の建蔽率の最高限度 | 建築物の敷地面積の最低限度 | 壁面の位置の制限(外壁等から道路又は隣地境界線までの距離の最低限度) | | 建築物の高さの最高限度 | 垣又は柵の構造の制限 |
| | | | | | (ア) | (イ) | | |
| 沿道業務地区 | 次の各号に掲げる建築物<br>(1)　ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設<br>(2)　ホテル又は旅館<br>(3)　自動車教習所<br>(4)　畜舎(床面積の合計が15平方メートル以内のものを除く。)<br>(5)　マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの<br>(6)　カラオケボックスその他これに類するもの<br>(7)　劇場、映画館、演芸場又は観覧場<br>(8)　キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの<br>(9)　集会場(公益上必要な集会場を除く。)<br>(10)　法別表第二(と)項第4号の危険物の貯蔵又は処理に供する建築物 | | | | | | 地盤面から10メートル | |

この表のエ欄における建築物の敷地面積の最低限度は、巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地について適用しない。

この表のオ欄における壁面の位置の制限は、外壁等の後退距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号のいずれかに該当する場合は適用しない。

(1)　基準時における建築物の敷地面積が150平方メートル未満であり、かつ、当該外壁等の敷地境界線からの後退距離が0.5メートル以上であるもの

(2)　地盤面下のもの

(3)　隣地境界線に面する外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下で、かつ、当該外壁等の隣地境界線からの後退距離が0.5メートル以上であるもの

(4)　建築物に附属する物置その他これに類する用途に供する建築物で、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が10平方メートル以内のもの

(5)　建築物に附属する自動車車庫その他これに類する用途に供する建築物で、軒の高さが2.8メートル以下で、かつ、床面積の合計が30平方メートル以内のもの

(6)　巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物